

北朝鮮によるミサイル発射及び核実験に抗議する決議

我が国をはじめとする国際社会は、北朝鮮に対して、国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求め、核実験やミサイルの発射等の挑発行為を決して行わないよう繰り返し要求してきたところである。

そうした中、北朝鮮は弾道ミサイルの発射を頻繁に繰り返しており、これは、国民の生命や安全・安心を著しく脅かす、重大かつ深刻な事態で、航空機及び船舶の安全確保の観点からも極めて危険な行為である。

さらに、去る9月3日、北朝鮮は6回目となる核実験を強行した。これは、明白な国連安全保障理事会決議違反であるだけでなく、爆発規模が過去最大と推定されるなど、重大かつ差し迫った、新たな段階の脅威である。

これら北朝鮮による一連の行為は、国際的な軍縮・核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、決して容認できるものではない。

よって、本県議会は、北朝鮮の度重なる暴挙を強く非難し、断固抗議の意思を表明する。

また、政府においては、北朝鮮の更なる挑発行為に対する国民の安全確保に万全を期すとともに、関係各国と緊密に連携し、北朝鮮に自制と非核化に向けた具体的行動を求めるなど、あらゆる必要な措置を講ずるよう、強く要請する。

以上、決議する。

平成29年9月15日

徳 島 県 議 会